

老発0401第9号
平成26年4月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者を一部改正する件」
の公布について

「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者を一部改正する件」（平成26年厚生労働省告示第166号。以下「改正告示」という。）が、平成26年3月31日公布されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第1 改正趣旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「RFO」という。）は社団法人全国社会保険協会連合会（以下「全社連」という。）に対し、介護老人保健施設の経営の委託を行い、全社連は介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可の申請を行い、都道府県等により開設の許可を受けているところである。

本日、平成26年4月1日より、RFOが独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることから、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成11年厚生省告示第96号。以下「当該告示」という。）の規定について所要の整備を行うこととする。

第2 改正内容

当該告示から「社団法人全国社会保険協会連合会（昭和二十七年十二月十七日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。）」を削除し、新しく「独立行政法人地域医療機能推進機構」を追加することとする。

第3 適用期日

改正告示は、平成26年4月1日から適用する

○ 厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

一 (略)
二 独立行政法人地域医療機能推進機構
三 (略) (削除)

一 (略)
二 (新設) (略)
九 社団法人全国社会保険協会連合会（昭和二十七年十一月十七日に
社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をい
う。）
十・十一 (略)

-
- 厚生労働省告示第百六十六号
介護保険法（平成九年法律第二百一十二号）第九十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。
- 平成二十六年三月三十一日
第九号を削除し、第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
- 二 独立行政法人地域医療機能推進機構

事務連絡
平成26年 4月 1日

各 都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課
老人保健課

「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布に伴う
介護保険サービスの指定の取扱いについて

これまで、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下、「RFO」という。）
は社団法人全国社会保険協会連合会及び一般財団法人厚生年金事業振興団（以下、「全社連等」という。）に対し所有する施設等の運営にかかる委託を行い、全社連等は介護保険法における指定等の申請を行い、都道府県等による指定等を受けていたところである。

「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）の施行に伴い、本日、RFOは独立行政法人地域医療機能推進機構（以下、「新機構」という。）に改組され、新機構が当該施設等の運営を行うこととなる。

また、平成26年3月31日に、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成26年政令第121号。以下、「政令」という。）が公布され、本日施行された。各自治体におかれでは、全社連等に対し指定等を行っている場合、政令をご確認いただき下にご留意いただいた上で、管内市（区）町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

- 「運営基準等に係るQ&Aについて」（平成13年3月28日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）Iの1で法人が合併する場合等の指定の扱いについて示しているところであるが、政令第11条の規定により全社連等に対してされた指定等は新機構に対しされた指定等とみなされたことから、RFOの改組に伴う新たな指定等の申請は不要であること。
- 都道府県等は保管する電磁的記録を含む行政文書に記録及び記載されたRFO及び全社連等に係る事項を適切に更新すること。
- 都道府県等は国民健康保険団体連合会と連絡等を行い、改組に起因する介護報酬の支払いの遅延を予防すること。

以上

第一条を次のように改める。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第一条 独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十三条第一項又は第三項に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十六条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第十六条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第一項中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）」を「機構」に、「第十五条第一項」を「第十六条第三項」に、「当該事業年度」を「当該期間最後の事業年度」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

第三条から第十三条までを次のように改める。

平成二十六年三月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十一号
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令
の整備及び経過措置に関する政令
内閣は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第四項、第十七条第一項及び第八項並びに第二十四条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次
第一章 関係政令の整備（第一条―第十一条）
第二章 経過措置（第十二条）
附則
第一章 関係政令の整備
(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部改正)
第一条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令

第四条 国庫納付金については、法第十六条第三項に規定する残余の額を政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十六条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資の額の減少があつたときは、当該減少のあつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該減少した出資の額に乗じて得た額を、それぞれ減じた額）とする。

（借換えの対象となる長期借入金又は機構債券等）

第五条 法第十七条第二項本文の政令で定める長期借入金又は独立行政法人地域医療機能推進機構債券（以下「機構債券」という。）は、同条第一項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十七条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の厚生労働省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

(長期借入金又は機構債券の償還期間)

第六条 法第十七条第一項の規定による長期借入金又は機構債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は機構債券の発行により調達する資金の使途に応じて厚生労働省令で定める期間を超えてはならない。

第七条 機構は、法第十七条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 長期借入金の額
- 三 借入先
- 四 長期借入金の利率
- 五 長期借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他の厚生労働大臣が必要と認める事項
- 八 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の使途を記載した書面を添付しなければならない。

(機構債券の形式)

第八条 機構債券は、無記名利札付きとする。

(機構債券の発行の方法)

第九条 機構債券の発行は、募集の方法による。

(機構債券申込証)

第十条 機構債券の募集に応じようとする者は、独立行政法人地域医療機能推進機構債券申込証(以下「機構債券申込証」という。)にその引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第十二条 機構債券の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。

第十三条 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行なうための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。
- 二 機構債券の総額
- 三 各機構債券の名称
- 四 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

第十四条 機構は、前項の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

第十五条 機構は、主たる事務所に独立行政法人地域医療機能推進機構債券原簿(次項において「機構債券原簿」という。)を備えて置かなければならぬ。

第十六条 各債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

第十七条 機構は、法第十七条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十八条 機構債券の発行を必要とする理由

第十九条 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(機構債券の引受け)

第十二条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が機構債券を引き受ける場合又は機構債券の募集の委託を受けた会社が自ら機構債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

第十三条 機構債券の応募総額が機構債券の総額に達しないときでも機構債券を成立させる旨を機構債券申込証に記載したときは、その応募額をもって機構債券の総額とする。

第十四条 機構債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各機構債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

第十五条 機構債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各機構債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

第十六条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。

第十七条 機構債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、機構債券の数及び番号)

第十八条 各債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

第十九条 元利金の支払に関する事項

第二十条 利札が欠けている場合

第二十一条 機構債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

第二十二条 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

第二十三条 利札が欠けている場合は、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項

第二十四条 機構債券の発行を必要とする理由

第二十五条 第十条第二項第一号から第八号までに掲げる事項

第二十六条 機構債券の発行の認可

第二十七条 機構は、法第十七条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十八条 機構債券の発行を必要とする理由

第二十九条 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

第三十条 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

第三十一条 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

第三十二条 作成しようとする機構債券申込証

第三十三条 機構債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

第三十四条 機構債券の引受けの見込みを記載した書面

(号外第 69 号)

（他の法令の準用） 次の法令の規定については、幾種を国の行政機関のみならず、これらの規定を準用する。

- 二一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十二条第五項

二二 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十二条の三第三項から第四項まで

二三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項及び第六条

二四 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条及び第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。次項の表において同じ。）

二五 司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）第六十八条第一項

二六 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十三条第一項

二七 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五第一項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第三十七条

二八 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の五第一項及び第八十条の二（第二項から第四項まで

二九 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十一条

三十 河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第九十五条（同法第二百条第一項において準用する場合を含む。）

三十一 母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第二十条第五項

三十二 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十三条

三十三 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十八条の二第一項第三号

三十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第十四項及び第十三条

三十五 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十三条

三十六 都市緑地法（昭和四八年法律第七十二号）第二十七条第二項

三十七 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十三条

三十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号

三十九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第十四条

四十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第二十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）

四一 省観法（平成十六年法律第二百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項

四二 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六条、第二百六十六条及び第二百七十七条

四三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二十三条第一項第三号

四四 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十六号）第一条（同条の表第七条第三項の項を除く。）（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）

四五 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第七十六条第一項

四五六 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十七条、第二百六十六条及び第二百七十七条

四五六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二十三条第一項第三号

四五六七 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十六号）第一条（同条の表第七条第三項の項を除く。）（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）

四五六八 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第二十条

二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三
二十八 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百四十五号）第二条
二十九 人子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第十一条
から第十三条まで
三十 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る）及び第二項、第十八条规定第四項、第十七条规定第二項、第十八条规定第四項並び

| 児童福祉法第二十条第五項 | その主務大臣 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |
|---------------------------------------|---------------|------------------|
| 第一項 覚せい剤取締法第三十五条 | その主務大臣 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |
| 第二項及び第三項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十三条 | 主務大臣 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |
| 母子保健法第二十条第五項 | その主務大臣 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |
| 医療法施行令第一条 | 次の表 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |
| 第五十四条の二第一項 生活保護法第四十九条及び | た者は、その委任を受けた者 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |
| 第二項及び第三項 又は、当該国若しくは地方公共団体の機関の長方 | その主務大臣 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |
| 第三項 第一項 | 主務大臣 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |

規定する期間、同項に規定する事務をつかさどる。

第三十九条の二中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。
十一 独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関すること。
第二百三十条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

附則第六条に次の二項を加える。

7 年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十号）第十三条に規定する業務の残務の処理が終了するまでの間、独立行政法人地域医療機能推進機構の行う当該残務の処理に関する事務をつかさどる。

附則第九条に次の二項を加える。

| 第二十一条第五項 | 第二十一条第五項 | 第二十一条第五項 | 第二十一条第五項 | 第二十一条第五項 | 第二十一条第五項 | 第二十一条第五項 | 第二十一条第五項 | 第二十一条第五項 | 第二十一条第五項 | |
|------------------------|--------------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------|--|--|--|--|---|--|
| 十年法 律第一 条第一 項 | 健康増進法 第六条第一 項(平成 二年)第 二项 | 感染症の 患者に 対する 法律及び 医療機 構の設 置等の 規制等 に関する 法律(平 成十五年 四月一 日)第十 六条第一 項又は 第五項 又は第 二项 | 介護保 険法第 九十五 条第一 項 | 介護保 険法第 五十八 条第一 項 | 介護保 険法第 四十一 条第一 項(平成 九年四 月一 日)第 二项第 一項又 は第五 項又は 第十四 项 | 介護保 険法第 四十一 条第一 項(平成 九年四 月一 日)第 二项第 一項又 は第五 項又は 第十四 项 | 原 子爆 弾被 爆者に 対す る援 護に 関す る法 律第 四十一 条第一 項(平成 九年四 月一 日)第 二项第 一項又 は第五 項又は 第十四 项 | 原 子爆 弾被 爆者に 対す る援 護に 関す る法 律第 四十一 条第一 項(平成 九年四 月一 日)第 二项第 一項又 は第五 項又は 第十四 项 | 社会福 祉法(昭 和六十二 年十二月 三十日)第 八条の三 第一項 | 外 国医 師等が 行う 修練 に係 る医 師等 が行 う法 律第 四号 |
| は区 長) | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 都道府 県の長 | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 厚生 労働大臣 | 都道府 県知事 | 厚生 労働大臣 | |
| 指定 | 指定 | 承認 | 許可 | 指定 | 指定 | 指定 | 指定 | 登録 | 指定 | |
| は区 長) | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 都道府 県の長 | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 厚生 労働大臣 | 都道府 県知事 | 厚生 労働大臣 | |
| 第二十二条 | 健康増進法 第六条第一 項(平成 二年)第 二项 | 感染症の 患者に 対する 法律及び 医療機 構の設 置等の 規制等 に関する 法律(平 成十五年 四月一 日)第十 六条第一 項又は 第五項 又は第 二项 | 介護保 険法第 九十五 条第一 項 | 介護保 険法第 五十八 条第一 項 | 介護保 険法第 四十一 条第一 項(平成 九年四 月一 日)第 二项第 一項又 は第五 項又は 第十四 项 | 介護保 険法第 四十一 条第一 項(平成 九年四 月一 日)第 二项第 一項又 は第五 項又は 第十四 项 | 原 子爆 弾被 爆者に 対す る援 護に 関す る法 律第 四十一 条第一 項(平成 九年四 月一 日)第 二项第 一項又 は第五 項又は 第十四 项 | 原 子爆 弾被 爆者に 対す る援 護に 関す る法 律第 四十一 条第一 項(平成 九年四 月一 日)第 二项第 一項又 は第五 項又は 第十四 项 | 社会福 祉法(昭 和六十二 年十二月 三十日)第 八条の三 第一項 | 外 国医 師等が 行う 修練 に係 る医 師等 が行 う法 律第 四号 |
| は区 長) | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 都道府 県の長 | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 厚生 労働大臣 | 都道府 県知事 | 厚生 労働大臣 | |
| 指定 | 指定 | 承認 | 許可 | 指定 | 指定 | 指定 | 指定 | 登録 | 指定 | |
| は区 長) | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 都道府 県の長 | 都道府 県知事 | 都道府 県知事 | 厚生 労働大臣 | 都道府 県知事 | 厚生 労働大臣 | |

3 施行日前に年金福祉施設等運営受託者が年金福祉施設等についてした次の表の上欄に掲げる行為又は占用とは、それぞれ、機構が当該年金福祉施設等についてした同表の下欄に掲げる行為又は占用とみなす。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 下水道法第二十四条第一項の規定による公共下水管線管理者の許可に基づく行為 | 下水道法第四十一条の規定による公共下水管線管理者又は都市下水路管理者との協議に基づく行為 |
| 二十九条第一項の規定による都市下水路管理 | |

4 下水道法(昭和三十九年法律第六十号)に基づく占用

施行日前に年金福祉施設等運営受託者が医療法第十八条ただし書の許可を受けた年金福祉施設等については、機構は、施行日において施行令第十八条において読み替えた同法第十八条ただし書の規定による通知をしたものとみなす。

この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

| | |
|--------|--------------|
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三 |
| 総務大臣 | 新藤義孝 |
| 厚生労働大臣 | 麻生太郎 |
| 経済産業大臣 | 田村憲久 |
| 国土交通大臣 | 茂木敏充 |
| 環境大臣 | 太田昭宏 石原伸晃 |